

健康福祉委員会記録

日 時	令和7年12月16日(火)	午後 1時 0分～午後 2時 9分 午後 2時 19分～午後 2時 56分
場 所	第2・第3委員会室	
出席委員	◎塚本竜太郎 ○後藤浩一郎 内田 博紀 岡田 智佳 北村 和之 坂巻 重男 桜田慎太郎 佐藤 浩 武藤美津江	
欠席委員	なし	
委員外 議員	なし	
説明のため 出席した者	副市長(染谷康則) 健康医療部長(高橋裕之) 健康医療部理事(吉田みどり) 健康医療部理事(小倉孝之) 高齢者支援課長(島澤智宏) 福祉部長(矢部裕美子) 指導監査課統括リーダー(梶川泰蔵) 障害福祉課長(後藤能成) 障害福祉課副参事(野村 聡) その他関係職員	

午後 1時開会

○委員長 ただいまから健康福祉委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴ですが、申出の人数が10人を超えた場合には当委員会室に傍聴者全員が入ることができません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴できる方は傍聴受付の先着順によることといたします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付の審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れののないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねてお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末及びパソコン以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。また、答弁と関係のない用途でのパソコンの使用は控えていただくとともに、使用の際は打鍵音に御注意していただくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際にはくれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第17号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

それでは、本議案について質疑があれば、これを許します。

○武藤 議案第17号の一般会計の補正予算なのですが、介護給付費、訓練等給付費負担金、障害児通所支援事業費負担金を活用して扶助費の増加見込みに伴い必要経費を増加とありますが、具体的にはこの事業はどんな事業なんでしょうか。

○障害福祉課長 まず、介護給付費、訓練等給付費については、障害者総合支援法に基づきまして身体、知的、精神障害のある方や難病の患者さんに関して、例えば生活介護、短期入所、共同生活援助、これグループホームです、あと就労継続支援

等の各種の障害福祉サービスを提供した障害福祉事業所への給付費となります。あと1つ、障害児通所支援事業費というものは、こちらは児童福祉法に基づきまして障害のある児童や発達に心配がある児童に対して児童発達支援、放課後等デイサービス等の療育を提供した障害児通所支援事業所への給付費となります。以上です。

○武藤 予算額より給付見込みが多くなったということですが、この理由は何ですか。

○障害福祉課長 基本的に予算の要求をする際には、過去の推移から伸び率を見込んでいたんですが、ボリューム、まず額が大きいため率が少し変動するだけで結構見込額が大きくなってしまいうことで、想定以上の伸びになっていったということと考えております。以上です。

○武藤 発達障害などの障害の方が増えたというようなこともお聞きしたんですが、そういうことはありますか。

○障害福祉課副参事 今発達障害のある方が増えているというお話だったんですが、こちらの伸びが顕著であるのは、障害児通所給付費のほうで顕著だというふうに考えております。具体的には、例えば保育園や幼稚園、こども園等でちょっと集団行動に入れなかったりとか、そういう気になるお子さんとかがいらっしやったときに、先生方から御家族の方にちょっとそういったことで療育を受けてはどうでしょうかというような形でのお話があったりとかすることで、結果としてなんですけども、障害児の通所給付費が伸びているというようなところはあろうかと思いません。以上です。

○武藤 障害に対しての考え方とかサービスが受け入れやすいというか、保護者もそういうことになってきたということだと思んですけど、それはいいことだと思うんですが、こちらの資料にある減少要因を見込んでいたというようなこともあったので、そういうようなことを減少要因はあまり見込まずに、必要な予算を組んでいただければと思います。以上です。

○内田 それでは、議題となっています議案の第1区分の議案第17号、補正予算案についてお尋ねいたします。趣旨はほぼ今の武藤委員と同じなので、要点だけ伺いますけれども、障害児通所支援費負担金でございますけれども、もう一度増額する根拠となったニーズについてお示してください。

○障害福祉課副参事 今回障害通所給付費のほうで伸びた要因といたしましては、まず児童発達支援、こちらは未就学児の療育なんですけども、こちらは2年間で約40%利用者が増加しているところがございます。それから、保育所等訪問支援というサービスがございまして、こちらは障害のあるお子さんが通う保育所であったりとか幼稚園、学校などに訪問支援員の方が出向いて、お子さんが集団生活に適應できるような、そういった支援を行うというサービスがあるんですが、こちらのほうが2年間で62%、人数で申し上げますとこの2年間で160名増加しているというような状況がございます。このほかにあと放課後等デイサービスといたしまして、学校から帰った後、あるいは長期休暇、夏休み等の長期休暇などでお子さんがそういうサ

ービスを利用されるというところがあるんですが、こちらのほうもやはり2年間で約56%伸びていると。これら3つのサービスが主な給付費が大きく伸びている要因だというふうに考えております。以上です。

○内田 補正で今回増額していただいているわけですが、これはやはり当初予算に盛り込むということは難しかったのでしょうか。

○障害福祉課長 7年度予算を積算するに当たって今回の障害児の通所支援給付費に関しては、6年度の決算見込額から算出をしたんですけれども、その後要求額に関してはある程度ちょっと見込んでいたんですが、財政部との折衝の中で要求額から10%オフというようなことになりまして、今回の当初予算の額になったという経緯がございます。以上です。

○内田 財政のほうからのマイナスシーリングというのは、比較的多くあることなんでしょうか。

○障害福祉課長 この辺の見込みに関しては、確かに令和6年度分の予算の執行に当たっては予算と決算を比べると、予算の範囲内というか、結構収まっていたというところがあって、その決算見込みから推測をするとある程度の増加率と、それを5%で見るのか、10%で見るのかというところが非常に難しいところでして、そのところである程度財政部と折衝する中でこのぐらいでというような形になりました。以上です。

○内田 私は、福祉に関する事業というのは、あまりここでは所管ではないので、答弁は求めませんが、マイナスシーリングの対象にするべきではないので、ここは財政当局とも今後予算編成をするに当たっては、予算要求の際、丁寧に折衝して、確実に予算を獲得していただき、補正で組まなくても済むような当初予算編成に今後していただきたいことを要望しまして、議案第1区分に対する私の質疑は終わります。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決をいたします。

○委員長 議案第17号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第17号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 それでは次に、議案第2区分、議案第10号、指定管理者の指定について（老人福祉センター）、議案第11号、指定管理者の指定について（障害福祉サービス事業所）の2議案を一括して議題といたします。

それでは、本2議案について質疑があれば、これを許します。

○桜田 議案第10号について御質問いたします。こちら公募によらず選定したということなのですが、そちらの理由をお聞かせください。

○高齢者支援課長 こちら公募によらず選定をさせていただいた理由ということでございますが、老人福祉センター、柏市には3館ございます。その中の1館の北部のほうございます柏寿荘、こちらのほうが来年度大規模な改修工事を予定しております、この工事が完了する時期に合わせまして、老人福祉センター3館におきましては今まで60歳以上の方が利用する施設という位置づけでやっていた、利用も無料ということにしておったんですけれども、こちらについては多世代交流による高齢者の健康増進ということを狙っていきながら、多世代の方も利用できるような仕組み、あるいは経費が増大していく中での受益者負担の考え方の導入ということを今検討しております。この結果、この新しく令和9年度から改修工事が終了した後の老人福祉センターの指定管理の内容が大きく変わることから、基本的にはまず期間を1年間ということに今回絞らせていただきました。次に、公募によらない理由はこの1年間ということが主な理由になるわけなんですけれども、1年間のみの指定管理ということになりますと、実際に新しい事業者様が入れられるときに安定的に運営するまでには一定の期間が要するという、あるいはその1年間だけのためにいろんな投資をして事業者がそれを回収するということがなかなか難しいということも踏まえ、私どもとしましては従来安定的に平成18年から老人福祉センターの指定管理を行っていただいている柏市社会福祉協議会様にお願いすることが妥当というふうに判断いたしまして、公募によらず、こちらの社会福祉協議会様に提案を求めたという次第でございます。以上でございます。

○桜田 ありがとうございます。こちら柏寿荘においては改修工事が始まりますが、改修工事以外の施設はどのようなになるのか、お聞かせください。

○高齢者支援課長 大規模な改修は、委員おっしゃったとおりに柏寿荘のみが来年度大きくやるわけですけれども、通常残りの2館におきましても今までの高齢者のレクリエーションですとか健康増進、教養の向上というような部分に加えまして、例えば社会福祉法人様のほうから御提案いただいている中ではeスポーツ等の導入ということで、タブレットが今老人福祉センターあるんですけれども、そういったものの活用をすることによって新たな高齢者の方を取り込むような形ができないかというところがあります。ですので、これ令和9年度以降の運営になりますけれども、その指定管理の中ではやっていくということなのですが、令和8年度、今議案に上げさせていただいている時期におきましては、それに向けての種まきの時期といえますか、利用者の方に多世代の交流とか、そういったことに対してどういうふ

うにお考えか、あるいはこういった事業をテスト的にやってみて、参加者の方の御意見を聞いたり、そういったものを集めながら、私どもと共有をさせていただくという事で検討しております。以上です。

○桜田 ありがとうございます。また、柏寿荘の別館に関してはどのような運営になるのか、今までどおりの利用ができるのか、その辺をお聞かせください。

○高齢者支援課長 御指摘の柏寿荘の別館の部分というのは、基本的にサークルさんが利用している部分の部屋になります。こちらにつきましては、今回の大規模改修の中には入ってございませんで、施設としては大きな工事の手は入らないということで考えております。こういった中で、サークルさんのほうから施設の工事が直接入らないようであれば利用できるであろうということの中から強くその利用をさせていただきたいという御要望をいただいております、私どもといたしましては当初全館休館ということをお知らせしては考えていたんですけども、安全性の確保、工事中においてもその利用者の方の安全を第一に守れるかどうかということを検討しながら、工法ですとか、そういったものもこれから決まってくる建築事業者さんのほうにもお話をしながら協議しつつ、今活動されている団体さんにおいては同じような条件の中で御利用できるような形というのを今検討を進めております。こちらに関して指定管理の中で追加ということで、議案説明の中でもお話をさせていただいた当初は2館だけで指定管理のほうの募集をしていたところでございますが、柏寿荘を追加して3館にさせていただいたという経緯がございます。以上でございます。

○桜田 ありがとうございます。引き続きどうぞよろしく願いいたします。以上です。

○内田 今の質疑に関連してですけれども、当初南部と沼南と2館を想定していたわけですが、今回3館併せて指定管理者の指定を行うということでございますが、これに伴って1館増えるわけですが、そもそも増える段階では事前のお話によると北部についての別館は直営で行うというお話でございましたけれども、これも指定管理者の枠に入れて3館という経緯になったのはどうしてでしょうか。

○高齢者支援課長 こちらにつきまして別館部分を開けるということの中で、お話しのとおり、1つ直営で開けるということも選択肢の中で検討してきたところでございます。ただ、こちらにつきましては、老人福祉センターの条例につきまして使用の許可を行うもの、受付を行うものというのが指定管理者という条文がございまして、市のほうで直営をするということになりますとこの1年間のために条例改正を柏寿荘のみに行うということが出てくるということも踏まえまして、実際にはまた先ほど申し上げたように令和9年度以降の新たな展開におきましては、指定管理者様のノウハウをいかに発揮していただけるような仕組みが望ましいと考えていることもあり、条例改正を行わず、結果的に条例改正を行わないので、柏市としての使用許可ができないということで、指定管理のほうに追加をさせていただいたという経緯でございます。以上でございます。

○内田 そうすると、以前組んでいただいた債務負担行為の設定の額の変更というのは行わなくても可能なんですか。

○高齢者支援課長 こちらにつきましては、実際に仕様の中でこういった事業をやっていたかという回数があるんですけども、それを何回以上というふうに御提案を求めて、それに対して当初2館だけの提案というのをいただいたんですが、今回私どもの事情で柏寿荘についても指定管理を行っていただくということで、主にはその人件費部分が必要になってくるということの中で、その事業のある程度圧縮をしてでも柏寿荘のほうでの貸し館業務の部分をお願いしたいということをしていただくことによって、指定管理の上限額として公表させていただく金額の中でやりくりができるような額というところを相談してきたところでございます。また、指定管理で開けることにつきましても、通常の老人福祉センターだったら当然職員が常駐して使用許可ですとかするところ、使用許可につきましては社会福祉協議会の本部でやらせていただいて、実際の利用の鍵の開け閉め等につきましては私どもの柏寿荘に隣接する北部クリーンセンターとも連携しながら、御不自由がないように開け閉めができるように、最後の安全管理としての確認についてのみ社会福祉協議会様から実際の閉館作業というんでしょうか、終わりのところの戸締まり等安全の確認というのをさせていただくという業務をお願いするというところで、限りなくミニマムに、人のかかる部分を少なくしてということで、この費用の中で抑えるということで御提案をいただきまして、その内容で私どもとしては選定をさせていただいているというところでございます。以上でございます。

○内田 では、議案第2区分につきましては、10号については以上でございまして、次11号の障害者の福祉施設、朋生園の指定管理のことでございますけれども、障害福祉サービス事業所についてでございますが、この事業所については事前に聞き取りをしたところ、将来的には以前の青和園のように指定管理者の枠を外して、民営化をするという方向も視野に入れているというようなことを聞いているんですが、今回の指定管理者というのはそういった将来的に指定管理者の枠を外して民営化するというのも視野に入れた指定なんですか、お示してください。

○障害福祉課長 もちろん青和園と同じように、将来的な課題として朋生園に関してもいずれは民営化をしたらどうかということは課題としては捉えておりますけれども、現事業者に関してそれがそのまま民間の事業所というか、事業者としてやるかどうかということにはちょっとまた、それを踏まえての選定ではありませんので、今後長期的な課題として捉えていきたいと考えております。以上です。

○内田 いずれにしても、確認ですが、今回の指定事業所についてこの期間内に、指定期間内に指定管理者の枠を外すということは、もう全く考えていないという理解でよろしいですね。

○障害福祉課長 今回5年間指定管理者の期間がございまして、その期間についてはあくまで指定管理者として運営する予定ですので、委員おっしゃるとおりで大丈夫かと思っております。以上です。

○内田 私は、これは目的があって障害者福祉サービス事業所朋生園は運営されていると思います。そういう意味では、将来の民営化というのは慎重に検討していただく必要があるかなと考えております。以上を申し述べまして、私の第2区分に対する質疑は終わります。ありがとうございました。

○北村 お疲れさまです。議案第10号、また11号にもちょっと共通するところではあるのですが、本会議でも申し上げたこういう長期、今回10号に関しては1年なんです、長期ではないですが、こういう市の長期継続契約、複数年契約、指定管理もおいおい取り上げていきたいなとは思って、本会議では指定管理は除外して議論しましたけども、そこでの契約をすることによって働いている方々の賃金が昨今の物価高騰などでしっかり対応できているのかと。実質賃金も上がっていない中で、どうなのかというのが問題意識でございました。そういう視点で、今回の議案第10号、11号も質問をさせていただきたいと思います。共通するところであるんですが、まずお聞きしたいのは、学ばせていただきたいというのもございますが、この指定管理として各施設で業務に従事する人数だったり、また正規、非正規の内訳だったり、働く方々の賃金についてお示してください。

○障害福祉課長 まず、朋生園のことについてお答えいたします。まず、今回の指定管理者の募集というのを業務の仕様書において配置の人数について定めております。まず、管理者、サービス管理責任者それぞれ1名ずつということとしておまして、直接の処遇職員を常勤換算で12人を配置することを基本とさせていただいています。また、直接処遇職員のうち5割以上は常勤職員かつ正規職員を配置するという要件を示しております。ちなみに、今回朋生園の配置基準に関しては、いわゆる報酬ベースというか、民間の事業者さんで普通に報酬を受けてやられている事業所よりも大体2名から4名ぐらいの加配をさせていただいて、多めに人数としては配置をさせていただいています。以上です。

○高齢者支援課長 議案第10号、老人福祉センターのほうでございしますが、こちらのほうにつきましては、まず常勤となる所長さんをお一人、この方は週5日勤務ということで御提案いただいている、そのほかに副所長、所長のお休みの日ですとか、そういったところでの御対応をいただく方を非常勤で週4日の方を1名、それから実際の受付業務等も含めた調整を行うチーフの方を非常勤の方で週3日、この方を1名、実際の現場のスタッフの方ということで非常勤で週3日の方を5名ということで、南部と沼南いこい荘についてはそれぞれ常駐をしていただくと。ただ、柏寿荘につきましては、先ほど申し上げたように常駐する場所がないということもありまして、受付業務等を行っていただくのを社会福祉協議会でやっていただくことから、2名の社協の兼務の方を配置していただくということと、その戸締まりに行くところにつきましては社協さんから外部委託をしてでもお願いできればということでお話をさせていただいております、そちらのほうでの戸締まりの確認ということをやっていただくというところでの配置となっております。以上でございます。

○北村 すみません。数字が全部今一気に、ごめんなさい、これは私の問題で、私

の能力の問題なので、すみません。議事録も確認させていただきたいとは思いますが、それぞれ常勤、非常勤、現場の方とかいらっしやると。御質問させてもらった働く方々の人数とか正規、非正規は今お答えいただいたんですけど、賃金について把握しているかということについて今お答えがなかったもので、つまり要はこういう指定管理を行わせるというところの最初の総額の中で、やっぱり賃金というのを考えていくんだらうと。そういう意味で人数だったり、働いている方々というのをまず把握して賃金というのが分からないと、そもそもの今の働いている方々の賃金が適切なものかが分からないという意味で御質問いたしました。以上です。

○障害福祉課長 まず、報酬というか、賃金の関係なんですけれども、今回私どものほうは賃金スライド条項というのはちょっと入れられなかったもので、報酬の単価として大体5%ぐらいアップということで見込んで出しております。あとさらに、障害福祉事業所の職員給与というものの仕組みなんですけれども、まず介護給付費とかの報酬単価とか各加算が基になって、それによって決まっていきますので、先ほどちょっと申し上げましたように市で支出する指定管理料というのは、先ほどの職員配置の加算もあって、普通の民間の事業所が見込んでいる報酬額よりも大体2,700万ぐらい多めにしている状況になっています。そういったことから、必要な金額ということでは予算措置をさせていただいているという状況です。さらに、事業者のほうからの提案というか、審査の過程においても、特に指定管理料の中で対応できるという回答もいただいておりますので、以上となります。

○高齢者支援課長 老人福祉センターにおきましては、今回社会福祉協議会様が対応していただけるということで、指定管理をいただけるということで、社会福祉協議会の給与賃金体系につきましては、基本的には柏市の職員の給与規程に準ずるような形になっているものというふうに理解してございます。そういった中で人件費分の上昇分ということは、今障害福祉課と同じ考え方にはなるんですが、本来であれば賃金スライドということを考えていくべきところも一つの論点になるとは思いますが、今回につきましては概算での伸び率というものを想定して、実際に積算をさせていただいて、社会福祉協議会の規程の中で積算をさせていただいたものとして御提出をいただいて、基本的には指定管理料の上限額の中で収まるという御提案をいただけたというところでございます。以上です。

○北村 本会議でも財政部長は特に雇用している方々にしわ寄せは行っていない、適切な賃金だったりを確保できているというような趣旨のお話あって、今も指定管理料の中で対応できる、収まるから大丈夫というお話があったんですが、それはそういうふうに指定管理料の中で対応できる、収まるって、やっぱりそれは言いますよね。私の言いたいことというのはもう御理解いただいていると思いますので、時間も限られている中で長々と今は言わないですし、引き続き次の議会以降、委員会でも取り上げていきたいとは思いますが、それは民間だったり、委託するというのは、やっぱり委託の一番の狙いというのはいろんなコストの抑制というのがメインだと思うんです。でも、最近は委託してもそんなにコストは収まらないけど、民間

のノウハウの活用というのもそれはあるけど、でもやっぱり費用の抑制というところがあつたときに、言葉はあれだけど、金目、金のところにやっぱりなってくる部分があるし、民間はコストを減らしてでも利益を1円でも上げようというのはそういうふうになるので、だから指定管理をやめたほうがいいという人たちも出てくるんだと思います。ただ、私の趣旨は、指定管理で対応できる、収まるっていったときに、じゃ一人一人の賃金が、働いているのは人ですからね。何か掃除機のロボットが走っているようなもんじゃなくて、人が働いている中で、その人にはやっぱり歴史があるし、人生もあるわけです。この方々の給与がどういう状況なんだというのは、やっぱり委託する元の立場としてはしっかり確保してほしいし、そういう方々が一番社会で働いている中でつらい立場に置かれると。重要だから、ちょっとずれているわけじゃなくて、私、日本の問題点は女性が総理、トップにいなかったことと非正規、不本意非正規雇用、正規になりたいんだけど、非正規に甘んじている、こういう言葉あるんですけども、そういうこの2つが解決できれば結構日本はよくなるんじゃないかってずっと思っていて、その中でこの賃金スライド条項ってさっき出していただきました。私は必要だと思うんです。質問いたします。ごめんなさい。給与の賃金が今妥当なのか、どうこうというのは、ちょっと私も判断できないんで、これ以上は今ここでは質問しませんけれども、それは後々、今後聞きたいと思います。じゃ、賃金スライド条項、柏市でも多くの部分を委託している中で、財務部長のお話だと、またヒアリングのときでも積算、うまいこと市として積算ができないのがやっぱり問題点だというのが私は部長と話したときも言われて、そうだろうと。だから、人員がどれぐらいいてというのも把握できていないところもいっぱいあるし、給与も賃金も把握できていない。じゃ、5%単価がアップしたから、それで十分なのか、日本の物価とか、そういうのを考えて、じゃ5%で十分なのかとかいろいろあると思うんですが、そういう意味で賃金スライドを入れる必要があるか、ないか、検討する必要があるか、ないかというのを、今だけじゃなくてここ数年すごい伸びだと思います。その必要性を感じるかどうかというのをちょっと認識をお伺いしたいと思います。副市長、お願いします。すみません、長くなりました。

○副市長 賃金スライド条項というか、世の中の物価に合わせてというのは、どういう形が最もどの業種に対してもフィットするかというのはきちんと検証する必要があるだろうなと。工事等についてはインフレスライドということで、それはスタートの時点である一定の人件費に基づいて積算をして、それに基づいて何%上がるということで、スタートが一緒なので、分かりやすいとは思いますが、様々な業種において各民間企業さんが同じ賃金スタートではないというところでパーセンテージでできるかというところが多分一番課題だと思うので、そういう部分では指定管理の際に見込んでいないような答弁をしている部署もありますけども、しっかりと人事院で出されている公務員の人件費の上がる分をある程度見込んで委託費の中に入れていてというふうな努力をしている部署もあるので、少し研究をして、

どういう形でやっていくと公平に賃金スライドというのが実現できるかというのを調べていきたいというふうに思います。

○北村 ありがとうございます。お願いいたします。スタートの地点のときからやっぱりすごく変動があって、それに対応できるかというシンプルな話だと思うんですね。スタートの地点の状況とこのすごい流れの中、物価の流れの中で数字を追っていてもやっぱり上がっている部分があるから、その地点、スタート地点のやり方が私は悪いって言っているわけじゃなくて、その後のいろいろなものに対応するにはアップデートというか、その時々によってやっぱり評価だったり、今までどうなのか、今後というのを見込んでいく、今見込んでいくとおっしゃいましたが、今までいろいろな工事の中でも例えば物価高騰において部材が手に入らなかったとか延びたとか、そういういろいろな状況があって、予定どおりいかなくなっていることは多々あるわけじゃないですか。だから、私は、すみません、これから私研究も勉強もしていきますけども、そんな難しい話じゃなくて、もしかして場合によっては総額として増えることを懸念されているのかもしれないし、私は仮に総額、最初の契約が増えたとしても、それは本当に必要なコストだし、そういう議論のところまでいければ私はいいと思います。取りあえずこの話は以上にしまして、もう一点だけ、ごめんなさい。議案の10号の中にも、先ほどの話、民間の柔軟な発想やノウハウは、いろんなところで出てきますけど、これに関しては具体的にどのような柔軟な発想やノウハウがあるのか。それがまたどのように活用されて、利用者にとって変わってきたのか、今後変わるのか、そこを質問したいと思います。

○高齢者支援課長 今委員おっしゃっていただいた民間事業者様のノウハウというお話でございますけれども、私ども今回老人福祉センターの在り方の見直しということを考える中で、この2年間において様々な自治体の老人福祉センターですとか、世代間交流センター的な位置づけのものですとか、そういったところを拝見してまいりました。その中で、私どもが社会福祉協議会さんをお願いをしてきてよかったなというのは、社会福祉協議会がやはりその地域の団体とつながって、例えば高齢者の方が老人福祉センターに1人で来て、仲間づくりに来たけども、何かいろんな相談事があったということで相談を受け止めた後に、例えば地域の見守りの民生委員さんですとか、そういうところに共有していいですかとか、こういった方に、包括支援センターに相談したらいいですかねとかというお話なんかをしながらつないでいくということにおいて社会福祉協議会が非常に優れているというところで、そこをお願いしてきた部分があったと思います。一方で老人の健康増進ということの中で、やはり介護予防ということを、体操等も毎日のようにやっていただいているんですけども、その部分の専門の職員がいるわけではなく、社会福祉協議会としてもどういうふうにやったらいいかということがなかなか手探りの部分があったということは、その振り返りですとか毎月やっている定例の会議の中でもいただいていたところであり、先進の自治体や何かを見ますと、例えば高齢者の方でも割とアクティブなシニアと言われているような健康増進のためにジムに通われ

ているとかサイクリングが趣味だとか、いろんな方もいらっしゃると思うんですけど、そういった方を取り込むには社会福祉協議会はどちらかというところでは福祉、地域福祉に根差した団体である中で、なかなか難しい部分もあるのかなというところはちょっと考えるところがございます、そういったものに関しては逆に民間事業者でそういったことが得意なところが何かしら悩みをキャッチアップしたときに社会福祉協議会につながるとか、そういったことが連携できていければ、そういったことがより活動的には柔軟なものになるであろうということは考えておきまして、そういったところを今期待しているということもございます。また、社会福祉協議会を排除するわけでは当然ございませんで、そういった中でのいろんな御提案ということをお求めしていくべきかなということが、この老人福祉センターなかなか利用者の方がどうしても増えないというよりは実際に固定化されてしまっているという現象がございます、そういったところの中に新たな今使っていない方のニーズというものを掘り起こすということにおいても、今使われていない方に対してのアクションができるところもまた柔軟性かというところでは考えておるところでございます。以上です。

○北村 ありがとうございます。ニーズやノウハウというのも変わってくることを考えられますし、やはり委託をしたときに、ここに書かれている柔軟な発想やノウハウという中身が一体どういうものなんだろうというのが分かるように伝えることもとても重要だと思うし、それは委託したから任せるわけじゃなくて、社会福祉協議会も時には振り返って、やっぱり行政の強みとかあると思うし、そこをもうちょっとコミュニケーション取りながら地域福祉やっていくのが重要じゃないかなと思います。ちなみに、社会福祉協議会って位置づけとしては、私は準公共的な性質があるかなと思ったんですけど、民間、完全に民間という定義、位置づけなんでしたっけ、そもそも。

○高齢者支援課長 社会福祉協議会は、委員おっしゃったとおり、基本的には公的な性格を持つ団体だとは思いますが、基本的な位置づけ、法的な位置づけでいくと、社会福祉法人の柏市社会福祉協議会ということであれば民間事業者ということになるかと思えます。以上です。

○北村 ありがとうございます。そういう福祉とかの皆様のお仕事もそうだし、社会福祉協議会、地域福祉取り組んでいる方には本当に感謝、敬意を表しますし、今後いろいろ状況も変わってくると思いますので、ぜひコミュニケーションを取って、民間から行政にお願いしたいこととか行政からお願いしたいところ、そのコミュニケーションをしっかりとどんどん密に取っていただくことが結果的に柏市民の役に立つことだと思いきまして、以上質問とさせていただきます。

○佐藤 まず、10号のほうからお伺いしたいと思いますが、先ほどからの質疑や答弁、あるいはこの資料を見ていて、なぜ3館一括にするのかというところがちょっといま一つあまりよく分からないんですけど、3館一括にしなきゃいけないのか、せざるを得ないのかとか、例えば何々という理由だからしたほうが良いというよう

な積極的な理由なのか、問題ないという理由でせざるを得ないというような消極的な理由なのか、そういう観点からちょっと御説明していただけないでしょうか。

○高年齢者支援課長 御指摘の老人福祉センターが基本的に一括で今までも指定管理をしてきた理由といたしましては、やはり老人福祉センターの提供されるサービスの内容が基本的にばらつきが出ないということの中では1つの事業者さん、今回の場合ずっと柏市は社会福祉協議会が平成18年からやってきておりますけれども、そちらのほうのばらつきを発生させないという意味でのメリットとしては、一体で包括的に委託をすることのメリットがあるかと思えます。また、人員の配置におきましても、社会福祉協議会が今まで3館全部一括でやってきた中でどうしても、特にコロナ禍のときなんかはそうだったと思うんですが、職員の配置がその施設だけでは難しいということになったときに、同じ法人の中での職員の応援態勢というのはやはり取りやすかったのかなということもありますので、そういった意味での人員の融通というのが正しい表現かあれですけれども、流動的な対応においても一つの同じ法人の中であれば意思決定の中で対応ができるということは、一つのメリットだったかというふうに感じておるところでございます。以上です。

○佐藤 あと、もう一点なんですけど、これ公募によらず選定となっているんですけど、かつ書類審査及び面接審査で413点という点数ついているんですね。この413点というのは、いわゆるプロポーザル方式の内容のことなんですか。

○高年齢者支援課長 こちら公募にはよらない形での提案をいただいておりますが、提案内容につきましては公募と同じように審査基準を設けまして、それぞれの区分ごとに評点をつけて、議案説明資料の中にございました600点満点の中での点数をそれぞれの選定委員会の委員がつけて、その点数の合計が413点ということになっておりますので、公募しないからといっても無審査でというわけではなく、しっかりと選定委員会を開いた上で公募と同じように点数をつけたというところがございます。以上です。

○佐藤 じゃ、仮にこれ413点じゃなくて、下限点を下回ったらNGということになるんですか。

○高年齢者支援課長 おっしゃるとおりでございます。下限点を下回ったときには再度公募するなり、最悪直営でやるということも考えられるということは当時想定しておりましたけれども、審査の結果、合格点であったというところがございます。以上です。

○佐藤 次、11号なんですけれども、これは今回、単独応札ということなんですか。

○障害福祉課長 今回私どものほうは公募をさせていただきましたが、応募者が1者だけだったということです。以上です。

○佐藤 この種の公の施設の指定管理者制度は、あまり変更しないほうが良いと私も思うんですけど、結果として単独応札で、例えば10号の中に新規事業者の参入を促すという文言があるんですけど、これ結果として単独応札でしたが、11号に関し

ではこういった新規事業者の参入を促すというような行為はあったんですか。

○障害福祉課長　こちらのほうも公募に関して幾つか工夫をさせていただきました、まず前回の募集から法人本部が千葉県北西部地域に拡大をしております。エリアのほうを拡大させていただいております。結果的に1事業者の応募となっております。私どもとして要因としてちょっと考えられるのは、やはり昨今の福祉業界の人手不足もあって、新たに指定管理者の施設を受けるとなると、先ほど申し上げました人員、大体十四、五人ぐらいを新たに採用してというところがあるので、なかなかそのところで難しいのかなとは分析はしております。以上です。

○佐藤　おっしゃることもっともだと思ふし、私もそう思います。ぜひ長期的な視野で考えておいていただきたいのは、今はまだ1者が応札してくれる状況ですけど、これから人口が減って、働く人が減ってくると、応札ゼロということが予想されるわけですね。そのときにどういう対応をするのかというのは、もしかしたらもう10年後とかにもそういう状況になるかもしれないので、考えておいていただきたいということを要望して、終わります。

○岡田　それでは最初に、10号のほうなんですけれども、先ほど柏寿荘の別館の閉鎖をしないで今回稼働するという話、これ以前別館についてもぜひ使いたいという御要望があったときに、例えば工事車両が入ったりとか資材置場になったりとか、あるいは工事の方たちの駐車場になるとか、そういうことで危ないよみたいな話があったと思うんですけれども、ここの解消はされたのでしょうか。

○高齢者支援課長　御指摘のとおり、議会の中でも岡田議員から御質問をいただいて、そのような答弁をさせていただいたところでしたが、利用者の方の不自由をなるべく減らすということに着眼しながらも、最大限やはり安全というものは確保しなければいけないということの中で、まだ具体的な事業者が、先週落札があったというふうに契約部門から報告を受けておりますので、今後のスケジュール感ですとか例えば資材置場、あるいはその工事に関わる方の駐車場ですとか、そういったものをどういった形でやるかというようなところも踏まえて、まずはそこに人が今度入ることになりますと、これ自体はやはり完全に閉鎖するよりは危険度はあるものなので、そこについて警備員を配置することも含めて今具体的な仕様等も詰めている中でありますので、実際の工事契約自体は選定が終わったところ、また3月議会のほうで上程をさせていただいて、工事契約締結のための議案を上げさせていただくわけなんですけれども、基本的にそういった事務的な調整の中で対応するというところで我々としても進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○岡田　先ほど社会福祉協議会は、最後の鍵をかけた後の点検とかの安全確認ということで、ここには安全確認の中には敷地内に入ることの安全確認ではないということですね。分かりました。いずれにしても、利用者の安全を担保しながら利用していただけるようによろしくお願いいたします。

続いて、11号は、これも北村委員が先ほどいろいろ賃金とか人数とかのことをお

話しされていましたがけれども、今指定管理者の労働条件審査というのを多分新しく指定管理者になるとやっていると思うんですけれども、こちらの事業者さんについては過去に労働条件審査などは行ったことがあるのでしょうか。

○障害福祉課副参事 現在指定管理者に対するモニタリングを年1回実施しております。その中で労働条件等に関しては確認しているところでございます。以上です。

○岡田 特に問題はなかったのでしょうか。

○障害福祉課副参事 こちらのほうで特に問題はなかったというふうに考えております。以上です。

○岡田 こちらは23年から15年間ということで、多分いろんな経験のノウハウはお持ちだと思います。ただ、今一方申し上げたように、昨日の駐輪場のいろいろ指定管理者のお話もありましたけれども、いろいろなものをやっぱりこれから指定管理者についてはしっかりと私どももチェックしていかなければいけないし、行政の皆さんもチェックしていかなければいけないのかなと思っています。労働条件審査についての先ほどの話ですけれども、やっぱり時代に合ったものにアップデートしていく必要もあると思いますので、そこら辺はしっかりとチェックをお願いいたします。以上です。

○武藤 確認なんですけれども、議案第10号で老人福祉センターを一括して管理運営を見直すということなんです。その際老人福祉法による老人福祉センターをなくしてしまうということはないのでしょうか。

○高齢者支援課長 委員おっしゃるとおり、基本的には老人福祉センターは老人福祉法に定められた施設でございます。老人福祉センターの目的といたしましては、無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設ということになるんですが、その中で高齢者の健康の増進ということの中で、実際にいろいろな研究の中では多世代との交流、実際に通いの場に出ることがまずその一つの大きな高齢者の健康に寄与することの中で、さらにそのツールとしてのいろんな世代の方と交わることというのが非常に効果が高いということは研究の中でも出てきてまいりましたので、老人福祉法の趣旨から外れないもの、健康増進に役立つものということの中で位置づけは老人福祉法で言う老人福祉センターのままいきます。なくすということはないというところでございます。以上です。

○武藤 利用者の方とか近隣の方とかに対するアンケートというのは行うのでしょうか。

○高齢者支援課長 こちらにつきましては、まさにこの12月中に各近隣の町会ですとか利用者の方々ですとか、あるいは地域福祉の高齢者の方と接するような、地域サロン等で活動されていらっしゃる方等に御協力をお願いさせていただいて、それぞれ御意見をいただくようなアンケートを実施する予定でございます。1か月ぐらい実施にはかかるかと見ておりますけれども、その間に十分御意見をいただくよう

な形で努力してまいりたいと思います。以上です。

○武藤 高齢者がだんだん増えていくと思いますので、やっぱり老人福祉法にのっとった老人福祉センターを今後もなくさず、高齢者の居場所として、また相談体制などもしっかり持ったそのような活用できるような場としていただきたいと思います。

それから、議案第11号なんですけれども、今回指定管理のことでいろいろ議会でも議論されましたけれども、今行っているかたくり会の方たちとのなれ合いというか、そういうようなことが市として行われているんじゃないかというようなことがちょっと懸念されたんですけれども、そういうことについてはどう考えますか。

○障害福祉課長 本会議のほうでも御質問あったと思うんですけれども、確かにちょっと一部の利用者の方から強い不満があるということは私どもも承知はしております。ただ、市としては、その執行体制に踏み込むことはなかなか難しいので、現在法定でその指導監査だったりとか、指定管理者のモニタリングというものがありますので、その辺を通して指導してまいりたいと思っております。あと、本会議のときにも申し上げましたけれども、全体の利用のアンケートに関しては満足度は7割、8割以上というような結果が出ておりますので、全体として不適切な運営をしているとは考えてはおりません。以上です。

○武藤 朋生園の老朽化も目立つようになってくるんですけれども、修繕とか改善とか、そのようなことについてはどのようにお考えですか。

○障害福祉課副参事 修繕に関しましては、ここ2年のところで申し上げますと、例えば多機能型トイレの自動扉の修繕であったりとか、あるいは排煙窓、火災等のときに使う排煙窓等の修繕等を行っております。適宜やはり老朽化等に伴うそういった施設修理に関しましては受託事業者とも連携協力しながら、今進めているところでございます。以上です。

○武藤 利用者も高齢になってきていると思うんですけれども、いつまでもその利用者の希望があれば朋生園のほうに通ったりすることはできるのでしょうか。

○障害福祉課副参事 今朋生園の利用者さんで御高齢になっている方、60代の方が複数名いらっしゃいます。その方たちは、今お二人非常にお元気で、グループホームで暮らしながら日中は朋生園に通うというような生活を送っております。元気なうちはそういった形で、恐らくこれからそういった利用形態というのは増えていくのだろうなというふうに考えているところです。以上です。

○武藤 利用者や保護者の声を聞き取る、またそれを反映させるということが必要だと思うんですけれども、指定管理者にお任せではなくて市としてもしっかりと関わって利用者、保護者の声を聞き取り、チェック機関としても指導などを含めて行っていただきたいと思います。以上です。

○後藤 すみません。不勉強で、ちょっと恥ずかしい質問になるかもしれませんが、議案第11号ですけど、指定管理者の指定について、これ柏で建てた施設ですよ、まず。質問です、これ。

○障害福祉課副参事 委員おっしゃるとおりでございます。

○後藤 そりゃそうですよね、指定管理者ですもんね。建物設備、細かい設備なんかも柏市で整備している、用意していると考えていいですか。

○障害福祉課副参事 20万円以下の小規模修繕に関しましては、指定管理者の受託事業者で行っております。先ほど武藤委員に御説明申し上げました例えば若干修理費が高額になるようなものに関しましては、柏市のほうで現在負担しておるところでございます。以上です。

○後藤 分かりました。おおむね建物設備等も柏市で用意していただいているところに指定管理者として社会福祉法人のあるところが入って、運営5年間するわけですね。数字を見ると4億1,450万、これ5年間とされていますけど、1年当たりで大体8,000万強。この8,000万強というのはどういうお金の使われ方するんですか。

○障害福祉課長 積算の内訳としては、まず人件費が3億1,500万円、利用者等に係る事業費が4,500万円、施設管理等の事務費で3,000万円、修繕費で200万円、車両リース代で300万円、そこに処遇改善の加算というのがあります。これは法人が実施したいろんな研修だったり、キャリアアップを評価して出す加算なんですけれども、それが1,950万円で、合計で4億1,450万円、単年度で8,290万円という積算になっております。

○後藤 そうすると、人件費が当然一番多くて、6,000万円ということですけど、本当ごめんなさい、不勉強で申し訳ないんですけど、ここは運営するに当たって柏市からのこの指定管理料以外の収入というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○障害福祉課長 基本的に指定管理料で賄いますけれども、これに付随して自主事業というものがあるので、そちらに関しては自分たちの採算の中でやっていくと。そちらのほうは僅かな経費にはなりますので、基本的には指定管理料の中で運営しております。以上です。

○後藤 僅かというのは分かりましたけど、どのぐらいなんでしょう、1年当たりの規模。直近の監査か何かで見えてきた数字でいいですけど。

○障害福祉課副参事 こちらのほうなんですけども、1年間で大体約1,000万円程度という形になっております。以上です。

○後藤 1,000万円が要は指定管理料以外の自ら稼いだお金ということですよ。そうですか。市内に同様なサービス事業所というのは、同じぐらいの施設、どのぐらいあるんでしょう。

○障害福祉課副参事 現在朋生園で行っているサービスというのが障害者のデイサービス、生活介護というところと、それから一般企業で働くのが困難な障害のある方が通所する就労継続支援B型というこの2事業でございます。生活介護事業所は43事業所、それから就労継続支援B型は38事業所でございます。以上です。

○後藤 関連して伺いますけど、それらの事業所は市からお金をもらっているんですか。

○障害福祉課副参事 それ以外の事業所は、民間法人になりますので、市からのお金というのは出ておりません。以上です。

○後藤 ちょっとすみません。そうすると、同様の市内の事業者から朋生園さんはいいなとかという声って出てこないんですか。羨ましがするような声、この制度に対する声。

○障害福祉課長 なかなかちょっと答えづらいんですけども、もし羨ましいということであれば今回また応募が結構あったかなとは思っていますので、そこにちょっとどれぐらいうまみを感じて……（「じゃ、別の角度で聞きます」と呼ぶ者あり）

○後藤 すみません。じゃ、こちらの施設の人件費比率って分かりますか、監査で見えてきた数字。なければ後で教えてください、じゃ。それと、その他の事業所の人件費比率、多分指導監査課か何かにあると思うんで、それちょっと突き合わせ、調べたいと思います。見せてください、じゃ。以上で終わります。

○北村 人件費という部分で、すみません、さっき私あまり理解できていないんですけど、シンプルに何人働いて、1人幾らとか、今人件費という割合とか3億1,000万円でしたか、そういうの数字出ましたけども、それはしっかり一人一人幾らでどうこうというのは把握しているのかというのをいま一度、ごめんなさい、答えていたらごめんなさい。

○障害福祉課長 今回指定管理者の応募の段階ですので、誰がどう配置されるのかまでは事業者からも出ておりませんので、あくまで予算をこちらのほうは提示をして、その中で相手方でどういう人を配置してやるというような形になりますんで、一人一人のその積算というのは運営していけば結果的には分かるということにはなりますけれども、現時点の予算の段階では……。

○北村 度々すみません。発言の許可ありがとうございます。何かすみません、私の理解があれなのか、最初に人件費が例えば3億1,000万なり、幾らって決まるということは、何人が働いて、どういう業務についてというのの積み上げがその総額なんじゃないんですかって私は考えてしまうから、よく理解できていないんですけど、ごめんなさい、もし間違っていたら御指摘、また御指導いただきたいんですけど。

○障害福祉課長 おっしゃるとおり、基本的に予算の積算上はどのようなサービス管理責任者だったりというののその報酬の、これ公定価格というか、ある程度単価決まっているものですので、それで当てはめて、あとは今実際に働いている方もいらっしゃいますんで、それで当てはめて、それに上昇率を掛けて積算をしているということですので、それで予算のほうは積算をしております。

○北村 名前だったり、年齢とかは置いておいて、もう一度聞きます。何人働いていて、その方々の給料が幾らというのはしっかり把握しているか。

○委員長 だから、それ予算と決算でしょう。

○北村 ええ。それは聞いているということなんですね。分かって把握できているということなんですね。それが最後の質問で。小学生にも分かりやすいぐらいな感じで。（私語る者あり）指定管理をお願いするときにある程度把握していないと

そもそもを委託できないんじゃないかという（「業者の積算で3億1,000万であって、実際はそれが3億だったり、3億2,000万だったりするわけですよ」と呼ぶ者あり）事業者の積算がそもそも何に基づいて出てきているのかというのが（「だから、指導監査で見えていますという……」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、シンプルに本当に分からないので、教えていただきたいって。（「指導監査で見たんでしょう」と呼ぶ者あり）

○指導監査課統括リーダー 社会福祉法人でございますので、社会福祉法人として毎年度の事業の中に人件費がどのぐらいの比率を占めているのかというのは年間ごとに報告をいただいております、その報告の内容を確認して必要に応じて指導等を加えるという形で対応しております。以上です。

○北村 つまり人件費比率や額は見ているけども、その内訳については詳細には把握していないという理解でいいですか。

○指導監査課統括リーダー あくまで大枠として法人全体、あるいは各施設、拠点ごとにとすることで人件費がどうかというところは確認はするんですが、詳細まで立ち入った確認というところは御認識のとおりかと思えます。以上です。

○北村 ありがとうございます。そこが確認できれば結構です。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。ございませんね。——なければ質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

○委員長 まず、議案第10号、指定管理者の指定について（老人福祉センター）を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第11号、指定管理者の指定について（障害福祉サービス事業所）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

1時間たちましたので、ここで暫時休憩いたします。

午後 2時 9分休憩

午後 2時19分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○委員長 次に、請願を審査いたします。

なお、請願の審査に当たって、委員長より改めてお願いいたします。委員より執行部に対して内容を確認する際には、請願の趣旨に即した内容に限ったものといたします。くれぐれも一般質問や執行部への要望とならないよう御注意ください。

○委員長 請願第1区分、今期定例会で受理した請願39号、加齢性難聴者の補聴器購入費に助成を求めることについてを議題といたします。

本件について、質疑並びに意見があればこれを許します。

○武藤 加齢性難聴者の補聴器購入費の助成を求めることという請願ですけれども、主旨としては医師が必要と判断した加齢性難聴者の補聴器購入費の助成をしてくださいということです。改めて聞きますけれども、耳の聞こえが悪くなると高齢者の社会参加ができにくくなるということは事実だという認識はありますか。

○高齢者支援課長 委員お話しのとおり、耳の聞こえが悪いということで社会参加がなかなか難しくなるということはあるものというふうに認識しております。以上です。

○武藤 議会でも御紹介しましたが、全日本年金者組合の大阪府本部の資料です。非常に詳しくいろいろなことが書いてあります。こちらの資料の21ページに難聴の補聴器所有率があるんですけど、それを見てもアメリカは30.2%、ドイツが41%、フランス46%、イギリス53%で、日本は15.2%で一番少ない状況です。その理由としては、欧米では難聴が医療の問題と捉えて補助が行われており、医療機関である補聴器を販売するには専門知識を持つ国家資格が必要で、医師と連携し、患者が補聴器を使いこなすまで手厚く支援をしているということがあります。本来国が手厚く補助を行わなければならないと思いますが、いつまでもエビデンスが足りないと言って柏市が助成を行わなくていいのでしょうか。

○高齢者支援課長 お話しのとおり、私どももこの加齢性難聴に関わる高齢者の方の問題というのは、やはり国レベルで考えていくべき、併せて国がずっと研究を続けていることも、年に1回難聴の方に対しての、これは加齢性難聴だけではありませんけれども、連絡会というのを厚労省が実施していることを認識しており、実際には国の制度としてなるべきものというところで考えてございます。実際に各自治体が先進といいますか、いろんな判断の中で進められていることも承知してございますが、柏市としては今までの定例会での御答弁のとおりでございまして、少なくとも先ほどの社会参加のお話も含めまして、その関係性があるということは認識してございますけれども、難聴において例えば認知症になるとか、介護状態にな

るとかってその因果関係、原因と結果の関係ということはいまだエビデンスを求めているという国のスタンスがございますので、なかなか国のほうで一括でできないのかなというところの事情を考えると、そういった考えがございます。一定程度エビデンスのお話もありますし、あとは福祉的な視点として、福祉の用具としての視点として、困っている、あるいは補聴器がちゃんとしたものですと先ほど委員の御紹介のようにお医者様の診断書を書いていただいて、補聴の専門家に見ていただいて調整したとなると、30万から50万ぐらいというのが相場というふうに見ているところですが、ここに対して補助をするということで考えますと、まず1点としてはその対象が難聴の方以外にも実際には生活の機能が高齢期になっていرونなところが弱くなってくるところに対して、そういった補助をするか、しないかというようなお話を1件1件判断していくということ自体がなかなか難しいということがあることが1点。また、高齢者の福祉ということで今市単独で展開している事業自体がある中で、またこれを新たに補聴器だけということに入れるということになりますと、現在の事業の展開から考えても扶助費、補助金が多くなっている中で、なかなか持続可能性も難しいのではないかとということ、そういったものを勘案して今のところは国に対しての制度設計というものも含めて、財源の確保等も要望していきたいというところで考えておるところでございます。以上です。

○武藤 耳の聞こえを補うことで高齢者の社会参加ができるという御認識があった中で、国がでもやるべきことだから柏市はやりませんということなんですけど、結局補聴器で耳の聞こえを補うことで社会参加ができるのであれば、これからどんどん高齢者が増えて、耳の聞こえない高齢者が増えていく中で、やっぱり補聴器をつければ耳の聞こえがよくなって、社会参加もできるということですね。だから、そのためには全国の自治体で補聴器購入費の助成が広がっているのではないかと思うんです。この資料の中には、自民党の難聴者対策推進議員連盟の御紹介ですとか、公明党の参議院選挙の公約で難聴高齢者の補聴器支援を掲げていることですとか、公明新聞で補聴器購入に支援をという記事も紹介しています。高齢になって耳の聞こえが悪くなるというのは、思想、信条にかかわらず誰でもなることです。市長も2期目に当たって一人一人が思いを実現できるまちをつくろうとおっしゃっていますので、柏市が高齢者の社会参加を応援しているという姿勢を皆さんで示しているではありませんか。全員の採択を求めて終わります。

○北村 では、請願39号についてお尋ねいたします。まず、加齢性難聴者への補聴器購入への助成をしない理由を端的にいま一度お示しくください。

○高齢者支援課長 端的に申し上げますと、先ほども申し上げた補聴器の着用というものが実際の介護予防ですとか、そういった意味に効果が高いということとできるかどうかということのエビデンスがまだ足りていないということと福祉用具として見たときにおいても実際の投資に対しての額が効果的にあるかどうかということには疑問があるというところが2点、これまでも中でも請願の中でいろいろ考えてきたところでは今の現状を考えているところとございます。以上です。

○北村 介護予防効果が高いというエビデンスがないと。もう一つ何でしたっけ。
○高齢者支援課長 福祉用具としての補助というか、高いものを買うのにその補助を出すということについてなんですけども、ちょっと補足をさせていただきますと、日本補聴器工業会等がやられたジャパントラックという全国挙げての調査なんかもあるんですが、補聴器を持っている方でも24%までは着用するのが1時間以内というふうなアンケートの結果が出てきていたり、高齢期になってから補聴器をつけて、実際に役に立つように調整を適切に行いながら使い続けるということはなかなか難しい道具なんだろうなというような認識もございまして、こういったものに対して補助金を出すよりは、今実際例えば紙おむつの給付であるとか緊急通報システムですとか、既に議会等でもいろいろと御審議をいただいているようなサービスが利用がこれから増えていく中で、新たな事業として補聴器の購入補助ということをつくることは今現在難しいなというような認識でいるというところでございます。以上です。

○北村 すみません、委員長、さっき飛ばしてしまって申し訳ありません。では、介護予防効果が高いというエビデンスがないと、また福祉用具として役に立つのがなかなかちょっと微妙なところだと。さらに言うと、費用を投入する効果がどうなのかというところだと思います。すごくやっぱり担当部署でいろいろお考え、そしてまた国のガイドラインというか、資料なども参考にしながら御答弁をしているというのは理解しますし、もちろん個人個人の職員さんや部署なんか悪く言う気は一切ないんですけど、いろんなこの空気感としてなかなか高まってきたかなというのは私は感じているし、今までの御答弁を否定とかする、どっちがいい悪いではないですが、やっぱりどういう判断をしていくかというような段階ではないのかなと思います。質問がありまして、補聴器助成を……その前に、質問の前にやっぱりエビデンスってとても大事だと思うんです。今回もこの補聴器助成をしない理由として、介護予防効果が高いというエビデンスがと。でも、本当に全ての政策、全てって言ったら柏市全部だと本当広いんで、健康増進政策でもこの部署の政策に全てエビデンスがあるのかというところを突き詰めてしまったらどうなのかと思うときもあるんです。例えば取り組んで頑張ってくださいったワニFit、インセンティブをつけて、いいことだとは思いますが。その事業を反対しているわけじゃなくて、じゃそれがどれだけ効果があるのか。一般的にはインセンティブを与えたそういう事業の効果、エビデンスというのはなかなかぱっと分かるものではないと。ただ意識変容、行動変容、短く言います、長くならないように。じゃ、認知症カフェはどうなのか。エビデンスはどうなのかと。だから、エビデンス、エビデンス、とても大事だし、積み上げが大事ですけども、予防だったり、効果、またほかの自治体などの事例を出しているというのは、まず柏市が初めてファーストペンギンとしてゼロイチをやるんだったら確かにいろいろ困難もさらにあるとは思いますが、いろんな事例があると思うので、そこはさらに調査研究の加速度を進めていただければいろんなアイデアも出るのかななんて思ったりもいたします。例えばアップルなんかも特に最

近は補聴器に踏み出していますよね。あと、耳の聞こえのあれを調べるとかも何かホームページで拝見しました。そこで質問いたします。視点は費用という意味ですが、補聴器助成を他自治体規模で実施するとなりますと、どのような方々を対象に幾らぐらいかかるかというのは何かありますでしょうか。

○高年齢者支援課長 今回の御質問でございますけれども、今回の請願の中で、また昨年も第4回定例会でこの請願をいただいたときに、加わったのが医師が必要と認められた場合というのが今回の請願は追加されていたかというふうに認識してございますが、県内他市、私ども20市やっていることを確認しております、その中でも先ほど委員おっしゃられたようにその機運が高まっているということの表現が、私がどうこうと言う立場ではないですけども、そういったような状況で、令和7年度になって実施を始めているところとして近隣ですと流山市と、あと松戸市がございます。両方ともやはり医師の診断の必要があるということで、まず対象者はそういった形になるかと思うのですが、流山市のベースで計算いたしますと、実際の私どもの高齢者人口と流山市の高齢者人口を比較して比率で考えたときに、大体1件当たりが県内でも2万円から3万円というところが圧倒的に多いんですが、仮に2万円だと言いますと260万円、件数でいうと130件ぐらいが柏の場合は対象になるのかなというところがございます。3万円ですと390万円。同じく松戸市が半年の実績を教えてくださいまして、これは松戸市よりは柏市は高齢者人口少なくなります、この比率でやると大体150件ぐらいになるであろうというところで、2万円ですと300万円、3万円ですと450万円ぐらいですので、大体300万から400万ぐらいの金額が必要になるのかなというところが試算としてはございます。以上です。

○北村 ありがとうございます。大体2万円から3万円ぐらいで、100人、200人規模ということなんですが、いろんな考え方はあると思います。地域とかもあると思います。例えば柏の葉と沼南比べたときに、じゃ年齢構成がどうなのかとか、例えばですよ。高齢者がさらに加速する地域なのか、今高齢者が多い地域なのかとか、いろんなところで見ながら、どういう対象にしていくかというのは検討の余地もあるし、検討されているかもしれませんし、100件、200件とは言わず、例えば5件、10件ぐらいから始めてみて反応を見てみるとか、額も2万円、3万円というのもある程度の根拠があったりするとは思っているので、そういうところで研究をしていくという視点もあっていいのかなと思います。私は、今までの答弁もさらっと目を通させてもらったけど、前も言ったけど、身体機能に関わる部分ってすごくデリケートだし、自分じゃどうしようもないことだったりもするし、例えば眼鏡の例も出して、確かに眼鏡とかつえを全て支援するのか、助成するのかというのは過去にもあったけども、やっぱり眼鏡とかつえというのはある程度社会に普及してきている中で費用も安価になっていると。でも、補聴器に関してはそうじゃない。多分議員をやっている方々だったら、一度は支援者だったり、地域の方々に補聴器というのは聞かれたことはあるとも思います。なかったらすみません。私はあります、複数。ごめんなさい。ですので、体に関わる場所という、そういう部分も配慮していただい

た上で、いま一度市として、これ市長なども含めて、副市長もそうですけど、何かできないのかなど。いきなり今まで武藤さんが求めている規模じゃなくても、何かスモールスタートでできないものかなというふうなところがちょっと私の所感として思います。今の私の長々としたちょっとまとまらない話について何か感想ありましたら。

○健康医療部理事 いろいろ御意見ありがとうございます。エビデンスの話もちろんありますし、それから費用の話もあります。もちろんお一人お一人の御事情に寄り添い、支援をしていきたいという気持ちもないわけではありません。もちろんあります。なのですが、それらを総合的に判断し、またほかの施策やほかの事業も含めて判断をしたときに、この補助に関しては優先順位が非常に高くないというか、申し訳ないんですけども、というのはこれまでも担当部署もお話ししてきたし、私も御答弁させていただいているんですけども、先ほど言った在宅福祉サービスなどは年間で800万ほど予算が増額しているわけなんですね。これを必要としている方もたくさんいらっしゃる。これをどこかやめて、じゃその費用を捻出するかということができるとかどうかであったりとか、それからエビデンスの話もいろいろとおっしゃっていただきました。これまでの議員の御質問の中でもいろいろエビデンスということでやり取りをさせていただいていることあると思うんですけども、もちろんエビデンスにも効果の高いもの、それから効果が低いもの、あと効果が高いけれども、難易度が高いものとかいろいろレベル感があると思うんですね。その中で人数少ない、費用が少ないとしても、そこにやっぱりかかる事務経費だとか、そういったものも出てきますので、そういういろいろな事業費に係る準備であったりとか全て勘案したところで、繰り返しになりますが、他の事業と比較してちょっと優先順位が低いというのが柏市の判断であるということになります。以上です。

○北村 ありがとうございます。いろいろ本当に今の部分を私も反すうしながら、ちょっと議事録を見て、また議論をさせていただきたいなと思います。優先順位が今は高くないということだとは理解します。それは事実だと思うので。ただ、認知症が今後増えていくとか、そういう高齢者が増えていく、そういう中でやっぱり状況が変わってくる、刻一刻と変わっている。そして、いろんな機器自体も、我々もちょっと前はAIなんて本当にここまで浸透するか、コロナの前にはここまでテレワークが浸透するか、すぐ状況ってすごく変わる、今日、あしたでは見て変わらないかもしれないけど、2年、3年筋トレしたら変わるように、吉田理事もとてもきれいになられて……ごめんなさい、これ言い方……

○委員長 北村委員、ちょっとそういった発言は控えるべきだと思いますんで。(「質問が曇っちゃう」と呼ぶ者あり)

○北村 分かりました。今のは、じゃ真面目にごめんなさい、今のは申し訳ありません。じゃ、短くいきます。

○委員長 今の発言はかなり問題起こる可能性があると思いますんで、くれぐれも御注意ください。

○北村 分かりました。今のは申し訳ありません。吉田理事を含め、皆様、ごめんなさい。本当に気をつけます。

私は優先順位が高くないというところは変わってくる可能性があるということをお願いしたくて、やはり認知症対策も今取り組んでいただいている中で、さらに加速していく必要もあると考えるんです。私が議員になる前にいろいろ調べたら、柏市は全国でも急速に高齢化が進んでいくまちだというふうに理解して、私はいろいろ政策を考えたりもしました。その中で、この補聴器というものの明らかな例えば介護予防につながるエビデンスは高くないかもしれませんが、踏み出すだけの理由をほかの自治体を持っているところもありますし、柏市も完全に否定しているわけではないので、そこをもっとちょっと深く、ごめんなさい、これ短く、あと1分で終わります。（「1分長いよ」と呼ぶ者あり）調査研究は、この言葉はもう使い古されていますけど、もっと綿密に、精緻に、規模のパターンとかある程度ほかの自治体のパターンとか、どれぐらいの地域に、柏の地域に需要があり得るのかとか、そういうのを過去から今のデータも使って今から将来の推計も含めた中で、いろんな補聴器のものもあるので、そういうの本気でちょっと、本気でやっていないんじゃないかと、もっと精緻にやっていただきたいというのが私の最後の発言、お願いでございます。途中今日はちょっと失礼いたしました、変な言い方になってしまって。反省いたします。

○佐藤 ありがとうございます。仮にこの加齢性難聴者の補聴器購入費の助成を柏でやったとしたら、コストはどれぐらいかかるというふうに予想されていますか。

○高齢者支援課長 こちらあくまで先進というか、今年始めた流山市ですとか松戸市での実際の申請に至ったケース、それを高齢者の人口で割り返した割合を柏市の高齢者の人口に当てはめた場合ということになります、1人当たりを2万円とすると、流山市の計算でいくと260万円、松戸市ですと300万円、130人から150人ぐらいが対象になるであろうということで考えておりますので、2万円だったら今申し上げた金額で、3万円だったら390万円から450万円ということになりますので、オオおむね300万から400万ぐらいはかかってくるのかなという推測でございます。以上でございます。

○佐藤 柏市の財政規模で260万とか300万だったらどうなのかなとちょっと思うところなんですけど、それは要望として、この加齢性難聴者の認定なんですけど、これどういうふうに認定をするんですか。例えば医師の診断書とか、そういうものを提出してもらおうとかそんな感じなんですか。

○委員長 答弁できますか。

○佐藤 他市の例で教えてもらえますか。

○委員長 他市の例で答弁できますか。

○健康医療部理事 他市についても診断書というか、医師の診察や診断を受けた方というのが恐らくその助成の前提になっていると思うので、自分で勝手に眼鏡屋さんとかで補聴器購入したというのは該当にならず、ちゃんと耳鼻科に行って診断を

受けた方で処方箋があって、規定の専門家の方がいらっしゃる補聴器を購入できる販売店で購入したものの領収書を持ってくるというような流れになっているかなというふうに思います。大体のところはそんなふうに行っていると思います。以上です。

○佐藤 医師の診断ということは、診断書じゃなくて診断ということは自己申告制ということなんですか。

○高齢者支援課長 補足をさせていただきます。おっしゃられたとおり医師の診断ということで、医師の意見書というような形の中で、聴覚において聴覚障害の手帳を取れるほどの状況ではないけれども、何デシベル以下が聞こえませんというような形の証明、意見書を出していただいて、この人には補聴器が必要ですよというような意見書を出していただいた方というのがほとんどの市がつけている条件かと思えます。以上です。

○佐藤 先ほど答弁の中で国の動きをという話があったと思うんですが、これ今厚生労働省なんかはどういう動きというか、どういう判断というか、どういう趣旨の発言をされているんですか。

○高齢者支援課長 国のほうの会議等拝見している限りでは、やはり早期の発見と予防ということの中で、例えば騒音にある状態、例えば高齢期になる前の段階ですね、そういったところで環境の騒音であるとか、あるいはもしどうしても難聴ってゆっくり自分の中で進んでいくので、気づかないというようなことがある中で、チェックシート的なものを活用して、こういう現象があるか、ないかというようなものをチェックしながら、必要な状況、これはちょっと不安だなというようなことがあったら早めに専門の耳鼻咽喉科のほうの受診を勧めるですとか、そういった早期発見、予防ということがまず第一ということで、国から自治体に向けて手引、早期発見、介入の手引というようなものも出ておりますので、どちらかというとも厚労省としてはそちらのほうをまずしっかりとやっていくということを自治体側には提案しているというような理解でございます。以上です。

○佐藤 了解。

○内田 私のほうからは、質疑、意見ということでございますので、意見を表明してまいります。まず、今回ポイントとなるのが医師が必要と判断した場合というところが請願の主旨のところについておりますので、そういう意味では医師の判断というのは、必要とする判断というのは重いものだと思っております。それで、これは議会として、まず委員会として請願は採択していくべきだと考えます。もう一つの理由が加齢性難聴者というのは、年金生活であったり、低所得であったりということも想定されます。そうすると、補聴器というのは安価なものではございませんので、人によって購入できたり、できなかったりということの格差があるということはあると思います。その経済的負担を極力軽減していくという意味では、私は加齢性難聴者への補聴器助成制度を創設することについては大変必要なことだと考えていますので、そういう意味ではこの請願については採択

をしていただきたいというふうに考えております。以上で私からの意見表明を終わります。

○桜田 年々高齢化による福祉関連の予算が増加しております。先ほど御説明の中にもありましたが、現在柏市で独自助成している福祉用具に緊急通報システムと介護用品として紙おむつがあるということなんですけども、この2つの独自助成についての推移をお聞かせいただけますでしょうか。

○高齢者支援課長 委員御指摘のとおり、先ほどちょっと触れました市単独のサービスということの中で、一番金額大きなものというのは紙おむつの給付、あるいは昨年条例改正をいたしまして手数料を下げさせていただいた緊急通報システムというのがございますが、毎年利用者サービス、あるいは金額ベースにおいても増加をしていっていると。紙おむつのことを例に取りますと、令和5年度に一回その契約方法の見直しをして金額を500万ほど下げたんですが、次年度には426万そこから増えていると。毎年やはり先ほど理事も答弁されたように紙おむつだけでも500万以上は増えている現状がございます。また、緊急通報システムもまだ令和6年度の開設で7年度の決算は打っておりませんが、今実際に見込みとして予算としては金額としては10万、20万は少なくとも超えていくであろうという額は増えているので、やはり委員御指摘のとおり高齢者の方が増えてきますので、同じような状況になる方というのは同じ割合で発生するとなれば当然数は増えていくということの中で、この制度をいかに本当に困っていらっしゃる方に対してどういうふうに届けていくかということをして制度の持続可能性というのをしっかりと我々も見据えながらやっていかなければいけないような認識でございまして、その点からなかなかちょっと新たな補聴器ということの中には、理事御答弁のとおり、ちょっと優先順位という表現があれですけども、より優先順位の高いものに今のところは絞らせていただいたという現状でございます。以上です。

○桜田 どうもありがとうございました。今のことを踏まえて、再度市としては補聴器購入費の助成に関してどのようにお考えかお聞かせいただけますでしょうか。

○高齢者支援課長 私ども市当局といたしましては、やはりその優先順位の観点、それから今後増えていく高齢者の給付ということの中で考えますと、今回の補聴器の導入に対しての補助金ということについては難しいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○桜田 どうもありがとうございました。

○後藤 端的に。北村委員と、あと今桜田委員から質問があって、あまたある要望の中からこれを助成するのはちょっと優先順位が低いという話はよく理解できました。今回この主旨の文章の中に医師が必要と判断したというこの一文が入っていることの重み、これをどう執行部は考えるか、そこだけ教えてください。

○健康医療部理事 医師が必要と判断した購入の助成というところで、他の自治体もこれが今、この請願としては初めて入ってきた文言でありますけれども、どこの自治体でもやっているところの制度設計としてはこれが入っているの、我々とし

ては、新たに今回加わった文言ではありますが、ここは当然ながらそうでなければ助成はできないだろうと思っています。以上です。

○後藤 分かりました。じゃ、当然それがあっての加齢性難聴という診断ですから、今までは入っていなかったけども、より分かりやすく今回請願者が入れたという理解ですよ。だから、数ある要望の中でもそんなに優先度が高いものには当たらないかなという判断でよろしいですか、最後聞きます。

○健康医療部理事 もし語弊があったり、誤解があるとあれですけど、優先順位というのは政策としてたくさんある、ほかにもやらなければならない事業、それから将来に予測をして、これもやらなければいけないだろうということも含めまして、現状では今動かしているものを何か削除して、これを増やすというようなことにはちょっと至らないというような判断でございます。以上です。

○後藤 ありがとうございます。

○武藤 紙おむつや緊急通報システムの予算を削らなきゃ補聴器の助成はできないということなんですか。

○健康医療部理事 これから皆様おっしゃっていただいたように高齢者人口が増加をしていく中で、そして財源が増えていかないという見込みの中で、同じその財源の中で、じゃどれを優先してどれをやっていくのかということを考えなければいけないのではないかという意味です。以上です。

○武藤 ほかの自治体で、じゃ紙おむつとか、そういうのを独自でやっている事業を減らして補聴器助成を行っているんですか。

○健康医療部理事 それはそれぞれの自治体の事情によると思います。以上です。

○武藤 何も紙おむつや緊急通報システムを減らして補聴器助成を行ってくれということを行っているわけじゃないんですよ。全体的に見て、やっぱり高齢者の難聴に対してしっかりとした支援が必要だから行っているんだと思うんですね。ぜひそのことを考え直していただきたいと思います。以上です、すみません。

○坂巻 今の質問と関連しますけども、何かを減らして何かをやるというのは私はおかしいと思うんですよ。足りない分はきちんと財源を確保するような姿勢が必要だと思うんですよ。議会でどういう声が上がっているか、どれが大事か、それは議会、議員サイドで言って、それを判断してもらわないと、これをやるためにはこれを削りますというのは、私は行政としての執行体制として問題あると思いますけどね。意見で終わり。

○委員長 ほかに質疑並びに意見はありませんか。——なければ質疑並びに意見を終結いたします。

これより採決をいたします。

○委員長 請願39号について採決をいたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 この際、お諮りいたします。

採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することの取扱いは委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたしますが、執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 仮にこの2つ以外で調査項目あるとしたら他に何かあるんですか。健康医療部の所管、福祉部の所管、これ以外で何かあるんですか。（私語する者あり）それを確認しているということ……（私語する者あり）

○委員長 今御異議なしと言ってましたよね。御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査については必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては正副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の健康福祉委員会を閉会いたします。御苦労さまでございま

した。

午後 2時56分 閉会